

内閣参質一一第一五号

令和五年二月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員ガーチー君提出困難女性支援法に關わる有識者會議等の構成員が役員を務める団体が若年被害女性等支援事業の委託を自治体から受けていることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ガーネー君提出困難女性支援法に関する有識者会議等の構成員が役員を務める団体が若年被害女性等支援事業の委託を自治体から受けていることに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「開催の必要性があると判断された経緯」について、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）については、その制定以来、抜本的な見直しが行われていなかつた売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の規定を含め、婦人保護事業の在り方を見直すべきとの関係者等からの問題提起等を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援の在り方について検討する必要があると判断したためであり、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第七条第一項に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）等についての議論を行う必要があると判断したためである。

二について

お尋ねの「構成員の選定基準及び選定方法」について、検討会については、困難な問題を抱える女性へ

の支援に関する基本的な方向性についての議論を行う場であることを踏まえ、支援に関する知識や経験等を総合的に判断して選定したものであり、有識者会議については、基本方針等についての議論を行うことから、検討会と同様に、支援に関する知識や経験等を総合的に判断するとともに、検討会において困難な問題を抱える女性への支援に関する制度の骨格が議論されたことを踏まえ、検討会における議論との連続性等も考慮して選定したものである。

三について

個別的人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四から六までについて

検討会及び有識者会議は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方向性についての議論を行う場であり、個々の関連する予算や事業の詳細等を決定する性質の場ではなく、また、地方公共団体が実施する若年被害女性等支援事業の委託先については、当該地方公共団体において、「若年被害女性等支

援事業実施要綱」（令和三年四月二十八日付け子発〇四二八第二号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙）

に基づき、適切に判断されるものである。その上で、御指摘の「検討会の進行」や「会議進行」について
は、構成員の互選により選出された座長が適切かつ公正に行っているものと認識しており、また、構成員
には、その経験や知見を踏まえ、必要に応じて資料を用いて、意見を述べていただいているところであ
り、円滑な運営を確保する観点からも、御指摘の「構成員の意見を採用する場合は裏付ける根拠資料の提
出を構成員へ求めるか、政府側の実態調査等を義務付ける」ことが必ずしも必要であるとは考えていいな
い。政府としては、議論の透明性が確保されるよう、その議事録を厚生労働省ホームページにおいて公表
するなど、引き続き、有識者会議の議事運営を適切に行ってまいりたい。